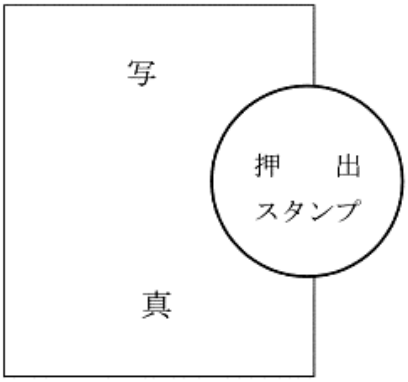
様式第14（第38条関係）

（表面）

第　　号

消費生活用製品安全法第 41 条第１項から第３項までの規定による



立　入　検　査　証

所属及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

独立行政法人製品評価技術基盤機構理事長　　印

（裏面）

消費生活用製品安全法抜すい

（立入検査）

第41条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者（特定輸入事業者である届出事業者にあつては、その国内管理人を含む。）又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又は帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　　（略）

５　主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第１項又は第２項の規定による立入検査を行わせることができる。

６　内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、機構に、第３項の規定による立入検査を行わせることを要請することができる。

７　主務大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第３項の規定による立入検査を行わせるものとする。

８～10　（略）

11　第５項又は第７項の規定により機構の職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

12　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。

一～十二　（略）

十三　第41条第１項から第３項までの規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十四　（略）

（備考）　用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。